

区分・種別	国・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		
名称	いよ ちゃどう しゅうぞく 伊予の茶堂の習俗		
所在地	愛媛県		
所有者		保護団体	
選択年月日	昭和53年3月25日		
解説	<p>西予市城川町を中心に隣接の山間集落に、茶堂と呼ばれる簡素な小堂が数多くある。</p> <p>建築の由来は明らかでないが、茅葺、ほとんどが1間四方の宝形造、丸柱または角柱で支え、三方を開放し、床は板を張った建物である。</p> <p>正面奥に棚を造り弘法大師像・庚申像・観音像・地藏尊像等の石像が安置され、巡礼講・大師講・庚申講・組施餓鬼・虫送り念仏などの宗教的行事が行われ、四国遍路や通行人にお茶を接待（茶堂の名の由縁）するなど、信仰の場所であった。また、酒宴を開き、村人の懇親の場にもなっていた。</p> <p>この茶堂を舞台に行われる習俗は、我が国の風俗慣習のうち重要なものとして選択され、平成元年には文化庁により「茶堂の習俗Ⅰ（高知県・愛媛県）（無形の民俗文化財記録第31集）」が刊行されている。</p>		

